

中学生の生活

福井市足羽中学校

令和8年4月1日 改定

<通学方法について>

- ・交通ルール・マナーを守り、安全に十分な注意を払い登下校しましょう。
- ・道路が狭く混雑して危険なため、車で送り迎えをしてもらう場合は、学校前の道路(浅水駅前交差点より旧麻生津交番前まで)での乗降は避けてください。(病気やけがなどの場合は、学校敷地での乗降が可能です。)
- ＊自転車通学については、自転車通学規則を参照。

<登校時間について>

- ・玄関解錠時間は8:00です。
- ・カバンなどの荷物を片付け、提出物を出した状態で、8:20からの朝の会に間に合うようにしましょう。

<各教室について>

- ・用がないのに、他教室や他学年のフロアに行きません。図書室などの特別教室では、その場所のルールに応じて正しく使用するようにしましょう。

<職員室の出入りについて>

- ・身なりを整え、戸を開け、立ち止まり「失礼します」とあいさつし、学年組名前を言ってから入口で用件を伝えます。
- ・職員室内の先生の許可が出てから、職員室内に入室します。
- ・中を向いて止まった姿勢で「失礼しました」とあいさつをしてから退室します。

<公衆電話の使い方>

- ・迎えの変更や急遽連絡を取らなければならない時のみ利用するようにしてください。(送迎などが必要な場合は、家で事前に時間・場所を伝えておきましょう。)

<家に物を取りに帰ることについて>

- ・登校後、自宅へ取りに帰ることは禁止しています。

<給食について>

- ・12:40までには教室に入室して準備を行い、落ち着いて食事をとる時間にします。
- ・決められた時間までは原則教室から出ません。(手洗い場、廊下などに出ません。)

<清掃について>

- ・清掃の服装となって静かに移動し、時間いっぱい無言で清掃をします。綺麗な環境で学習できるようにしましょう。

＊清掃の服装 【学生服】 上着を脱ぎカッターシャツ(冬季はセーターなども可)
【セーラー服】 スカートを脱ぎ半ズボン(冬季は長ズボンも可)

<部活動について>

活動時間 帰りの会終了後から下校時間までとします。
完全下校(夏季18:00 冬季17:30)

その他 ・登校後、校外へ買いに出ることは禁止しています。(登下校中も買いません。)

- ・ペットボトルの持ち込みは、熱中症対策期間や長期休業中、休日の部活動の時のみとしています。
- ・菓子・ジュース類及び、軽食は持ってきません。

身なり等について

1. 頭髪等

清潔で中学生にふさわしい髪型としましょう。

前髪は目にかからないようにしましょう。(髪が目にかかるとう視界が悪くなり目に負担がかかるため)

*顔の印象や表情が明るく見えるよう、眉毛が完全に隠れないように気をつけましょう。

*式などで、動くとう前髪が垂れてくる場合、ピンでとめたり整えたりするなどして邪魔にならないようにしましょう。

極端な髪型をしないようにしましょう。

*高校受験や就職試験、校外での学習に臨むことができるような髪型を心がけます。

後ろ髪は制服の襟にかからない長さとしましょう。それより長い場合は、ゴムひも(黒・紺・茶)で結びましょう。整髪料の使用、髪の色、染色、エクステは認めていません。

染色、パーマ、ビューラー、エクステ、形を変えるなど、必要以上にまつ毛・眉毛に手を加えることは認めていません。

2. 制服

(学生服冬服) 学校指定の黒色標準学生服・ズボンとします。

上着のボタンは、学校指定のものを付けます。

(学生服夏服) 上着は、白色標準カッターシャツとし、ズボンは冬用に準じます。

(セーラー服冬服) 学校指定の紺色標準セーラー服・スカート・スラックスとします。

紺色細幅の学校指定のネクタイをつけ前で結びます。

(セーラー服夏服) 学校指定の白色標準セーラー服とします。

ネクタイを冬服の場合と同じように付けます。スカート・スラックスは冬用に準じます。

◎スカート丈は、ひざ全体がかくれる長さとしましょう。

◎冬服着用時の上着の下について、学生服は白色標準カッターシャツ、セーラー服は、無地の白・黒・紺や淡い色のシャツとします。

防寒のため白、黒、紺、茶、グレーの単色のセーター、トレーナーやベストを制服の下に着用してもよいです(ワンポイント可)。袖や裾口から大きくはみ出ないようにしましょう。カーディガンは袖や裾から出ることが多いため認めていません。

◎夏服着用時、上着の下に汗とり用の肌着をつけましょう。無地の白・黒・紺や淡い色のシャツとします。

(首元などにある1本のラインは構いません)(ワンポイント可)。

3. 名札

上着の左胸ポケットに、4ヶ所を糸で縫いつけます。糸は白又は黒、名札の色と同系色とします。

4. ベルト

ズボン・スラックスを履く際はベルトを着用します。黒や茶色系のものとし、極端に長いものや細いもの、装飾の付いたものは認めていません。

5. 靴下

靴下は必ず着用し、色は白・黒・紺・茶・グレーの単色(ワンポイント・ラインは可)。

安全のため、くるぶしが隠れる長さとし、

入学式や卒業式などの式典の際は、白に統一します。

防寒のため、タイツ(レギンス)は着用してもよいですが、無地で色はベージュ、黒とします。

6. 通学靴

派手なかざりのない、登下校に適した履きやすい靴とします。

雨天時や降雪時は長靴、ブーツでもよいです。スノートレーニングシューズでも構いません。

7. 内・外履き

学校指定のものを着用します。必ず記名してください。(つま先・かかとのゴムの所に姓のみ)

8. 通学用鞆

リュックタイプ(指定)

サブバックに、リュックタイプは使用しません。

*全員自転車通学「可」としているため、通学カバンの上に更にリュックを背負うことはバランスが悪くなります。土日だけのために、リュックタイプのサブバックを買う必要はないと考えます。

*リュックタイプ以外の規定は設けていませんが、華美でないものとしましょう。

9. その他

防寒具(コート、ウィンドブレーカ、ジャンパー、マフラー、手袋)を着用してもよいです。

ただし、派手な柄、丈の極端に長いものは避けましょう。

制服の上に重ね着しにくいもの、廊下にかかけられないものは避け、機能性(防寒、安全面)を第一に考えましょう。

不要なステッカー、ワッペン、バッジ等は身につけないようにしましょう。

キーホルダー等を鞆に付ける場合は、整頓するときに邪魔にならない大きさにしましょう。

(原則1つ。お守りも可だが、鞆に1つまでとする。キーホルダー1つとお守り1つの合計2つまで可)

※日常的、医療的に必要な物(日焼け止め、リップクリーム等)は、ルールを守って利用しましょう。

【基準】①色・におい無し ②人に貸さない ③人前で使用しない ④ファンデーション系は不可

<自転車通学規則>

1. 「交通安全スローガン」を厳守する。

(1) 交通道徳を身につけ、より良い社会人となるよう努力する。

(2) 人は右、車は左の対面交通を守る。

(3) 信号は正しく守って通行する。

(4) 自転車の無灯火、並進、2人乗りは絶対しない。

(5) 踏切では必ず一旦停止、左右確認する。

(6) いつ、どこでも、誰も見ていなくても交通道徳は厳守する。

2. 通学は登録した自転車ですること。(登録用ステッカーを必ず貼ること)

3. 必ずヘルメットを着用すること。

4. 雨天時は、雨ガッパを着用すること。(傘さし運転は厳禁)

5. 車体(ブレーキ、ライト等)が必ず整備されていること。両足スタンドとします。

6. カマキリハンドルなどの変形ハンドル自転車は許可しません。

7. 通学路や通学の仕方に指定のあるところは、その指示に従うこと。

8. 所定の場所(自転車小屋)に自転車を入れること。
9. 冬季間の自転車通学は、道路が凍結しているとき、道路に雪があるとき、雪のため道幅が狭くなっているとき、雪が降るおそれがあるときは禁止しています。
10. 自転車を替えた場合や登録シールが破損した場合は、再度登録をすること。
11. 自転車を改造しません。(車体の色も含む。)
12. 電動アシスト自転車は禁止しています

- ・浅水交差点から旧麻生津交番までは自転車に乗りません。
- ・歩道のない道路は白線内を通ります。
- ・フェニックス通りを通りません。旧皆川病院前からベルの間の旧街道を通りません。
(通学路として必要な場合はなるべく短くしてください。)
- ・ハーモニーホールと学校の間は、歩道のついた広い道を通ります。
途中の道路の横断が危険なので、農道は通りません。

【校外の生活】

中学生であることを自覚し、責任のある行動をしてください。

以下の校外生活指導基準は福井市の中学校全体で決められている規準です。

福井市中学校 校外生活指導基準

種 別	生活指導基準
映 画	保護者の責任において鑑賞
興 行 (ショーの類)	保護者の責任において鑑賞
ゲームセンター・ゲームコーナー	保護者または保護者代理が同伴のこと
喫 茶 店 ・ 飲 食 店	保護者または保護者代理が同伴のこと
インターネットカフェ・マンガ喫茶	保護者または保護者代理が同伴のこと
ボ ー リ ン グ 場	保護者または保護者代理が同伴のこと
カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	保護者または保護者代理が同伴のこと
ビ リ ヤ ー ド	保護者または保護者代理が同伴のこと
外 出 時 間	4月～9月 午後7時30分まで 10月～3月 午後6時30分まで *校下の祭礼、その他の場合には延長することがある。 *保護者または保護者代理同伴以外の夜間外出及び外泊はしないこと。
そ の 他	・みだりに盛り場、ショッピングセンター、デパート等の徘徊をしないこと。 ・不良出版物は読まないこと。 ・その他、中学生としてふさわしくない行為はしないこと。